

菊川流域治水協議会 規約改定について

令和３年３月２９日
菊川流域治水協議会

菊川流域治水協議会 規約 (第一回改定案)

(設置)

第1条 「菊川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、菊川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、表-1の職にある者をもって構成する。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 菊川流域で行う流域治水の全体像の検討及び共有。
- 2 ~~河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策~~氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト(以下「プロジェクト」という。))の策定及び公表。
- 3 プロジェクトの各対策における実施目標期間の設定。
- 4 プロジェクトに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(協議会の成立)

第6条 本協議会の成立は表-1の構成員の3分の2以上の出席で成立するものとする。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、表-2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務局を、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所調査課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年7月20日から施行する。

第一回改定 令和〇年〇月〇日

表-1 菊川流域治水協議会 構成員(案)

関係機関名		役職名
掛川市		市長
菊川市		市長
静岡県	袋井土木事務所	事務所長
静岡県	中遠農林事務所	事務所長
国土交通省	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	事務所長

表-2 菊川流域治水協議会 幹事会 構成員(案)

関係機関名		役職名
掛川市	危機管理部 危機管理課	課長
	都市建設部 土木防災課	参事
	都市建設部 都市政策課	課長
	都市建設部 基盤整備課	課長
	都市建設部 維持管理課	課長
	産業経済部 農林課	課長
	健康福祉部 長寿推進課	課長
菊川市	危機管理部 危機管理課	課長
	建設経済部 建設課	課長
	建設経済部 都市計画課	課長
	建設経済部 農林課	課長
	生活環境部 下水道課	課長
静岡県	袋井土木事務所 掛川支所	支所長
静岡県	中遠農林事務所 農山村整備部	部長
国土交通省	中部地方整備局 浜松河川国道事務所	副所長